

保育所の面積基準及び保育士配置基準引下げを行わないよう求める会長声明

- 1 「大阪市児童福祉施設最低基準条例」（以下「本件条例」という。）が、2012年3月28日、大阪市議会で可決され、同年4月1日に施行された。

これまで大阪市は、保育所を「子どもの命を預かるという大変責任の重い仕事」と位置づけ、①保育室の面積基準については、「0歳児1人当たり5.0平方メートル」、「1歳児1人当たり3.3平方メートル」、「2歳児以上1人当たり1.98平方メートル」の確保を図り、また、②1歳児の保育士配置基準については、児童5人につき1人の確保を図ってきた。ところが、本件条例は、①については、「平成27年3月31日までの間に限り」という限定付きとはいえ、「0～5歳児のすべてについて、児童1人当たり1.65平方メートル」まで基準を引き下げることが可能とし、また、②の1歳児の保育士配置基準については、児童6人につき保育士1人の確保で足りると基準を引き下げた。

- 2 都道府県（政令指定都市を含む。）が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない（児童福祉法45条1項）」が、本件条例が引下げ可能とした「1.65平方メートル」という面積基準は、従前国が設定していた最低基準を大幅に下回り、認可外保育施設指導監督基準の最下限と同一水準であり、極めて不十分である。同指導監督基準は、劣悪な認可外施設を排除することを目的とするものにすぎず、保育所で生活する子どもたちの生存や安全を最低限保障するとの観点から策定されたものではない。

そもそも、厚生労働省が公表している保育施設における事故報告集計等によれば、認可保育所ですら死亡事例が存在しており、認可外保育施設ではさらに発生率が高い。これらのことは、従前の基準ですら子どもの安全確保にとって不十分で今後その基準を向上させていく必要があること、認可外保育施設指導監督基準では重篤な事故が発生するリスクが増大することを示唆している。

国連子どもの権利委員会が採択した日本政府の第3回報告に対する「最終見解（2010年6月）」も、「子ども関連施設における事故がそれらの施設の安全最低基準が遵守されていないことと関連している可能性があるとの情報について懸念する（同見解41の後段）」とし、「委員会はまた、締約国が、公的・私的を問わず、子どものための施設を備えた機関が、適切な最低限の安全基準を遵守することを確保するよう勧告（同見解42の後段）」している。本件条例は、これらの事故集計報告や、国連子どもの権利委員会の勧告を軽視していると言わざるを得ず、これでは、子どもの生存権及び成長発達権を保障できない危険がある。

- 3 また、1歳児前半は、ようやく、つかまり立ちや伝い歩きができるようになる頃で、食事などにも細やかな援助が必要な時期である。そして、まだ言葉が話せないが伝えたい思いはあるという年齢であり、子どもの思いをくみ取るには、子どもとゆっくりと向き合うことが必要である。

このことは、1歳児の保育士配置基準の引下げが、保育士による子どもへの関わりの実質的な減少を招くことを意味している。

4 本件条例には、上記の基準の引下げについては慎重を期すべしという附帯決議が全会一致で可決されているものの、待機児童の解消を図るという目的のために、子どもの命や安全を犠牲にすることは本末転倒であり、待機児童の問題は、子どもの権利の優先性を反映した予算額を確保することによって、解決すべきである。

5 当会は、2011年2月1日「子ども・子育て新システムに関する意見書」を發表し、その中で、児童福祉施設最低基準（保育所面積基準・保育士配置基準など）の引下げにつき懸念を表明してきたところであり、乳幼児の生存権及び成長発達する権利を保障する観点から、保育所面積基準・保育士配置基準の引下げが現実化することに重大な懸念を有している。

当会は、大阪市長が、前述した懸念事項に留意し、本件条例の附帯決議の趣旨に則り、慎重の上にも慎重を期し、①保育所面積基準の引下げについては安易にこれを「適当と認める」ことがないように求め、②1歳児の保育士配置基準の引下げについては平成24年度は従来基準を尊重し、平成25年度以降についても慎重に行うための財政措置を講じることを、強く求める。

2012年（平成24年）5月7日

大阪弁護士会

会長 藪野恒明